

北庄内合併協議会

第1回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会

日 時：平成16年11月27日(土)

午後1時より

場 所：平田町役場3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 正副委員長の選出

3 委員長あいさつ

4 協 議

(1) 協議第7号 協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

5 その他

6 閉 会

協議第7号

協定項目6

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。
- (2) 議会議員の選挙区については、全市域で1選挙区とする。
- (3) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、協議で定める議会議員の定数は、34人とする。

議会議員の定数、任期等に関する小委員会資料

庄内北部地域合併協議会（議会議員の定数、任期等に関する小委員会）
における協議経過について

期 日	項 目（ 摘 要 ）
平成 15 年 6 月 30 日	第 1 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 正副委員長の互選
9 月 3 日	第 2 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 小委員会の運営方針について ・ 合併特例法などの制度（定数特例、在任特例）について ・ 1 市 4 町の現状（定数、報酬等）について
9 月 30 日	第 3 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 昭和の合併における議員の身分の取扱いについて ・ 先進事例（在任特例を適用した理由、合併後の報酬等）について
10 月 31 日	第 4 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 山形県、島根県、鳥取県における県議会議員及び市議会議員の報酬等 について ・ 特例を適用した場合の議員の在職と財政の状況について
11 月 23 日	第 5 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 合併特例法などの制度（地域審議会）について
11 月 30 日	第 6 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 議会議員の任期等について
平成 16 年 3 月 20 日	第 7 回 議会議員の定数、任期等に関する小委員会 ・ 議会議員の定数、任期等について 「法定数 3 4 人による特例、選挙区なしの設置選挙」を 満場一致で確認
3 月 30 日	第 1 2 回 庄内北部地域合併協議会 ・ 小委員会委員長より、小委員会における協議結果の報告 ・ 以下の調整方針を満場一致で確認 （ 1 ）議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及 び第 7 条の特例は適用せず、新市の設置の日から 5 0 日以内に選挙 を行う。 （ 2 ）議会議員の選挙区については、全市域で 1 選挙区とする。 （ 3 ）地方自治法第 9 1 条第 7 項の規定に基づき、協議で定める議会議員 の定数は、3 4 人とする。